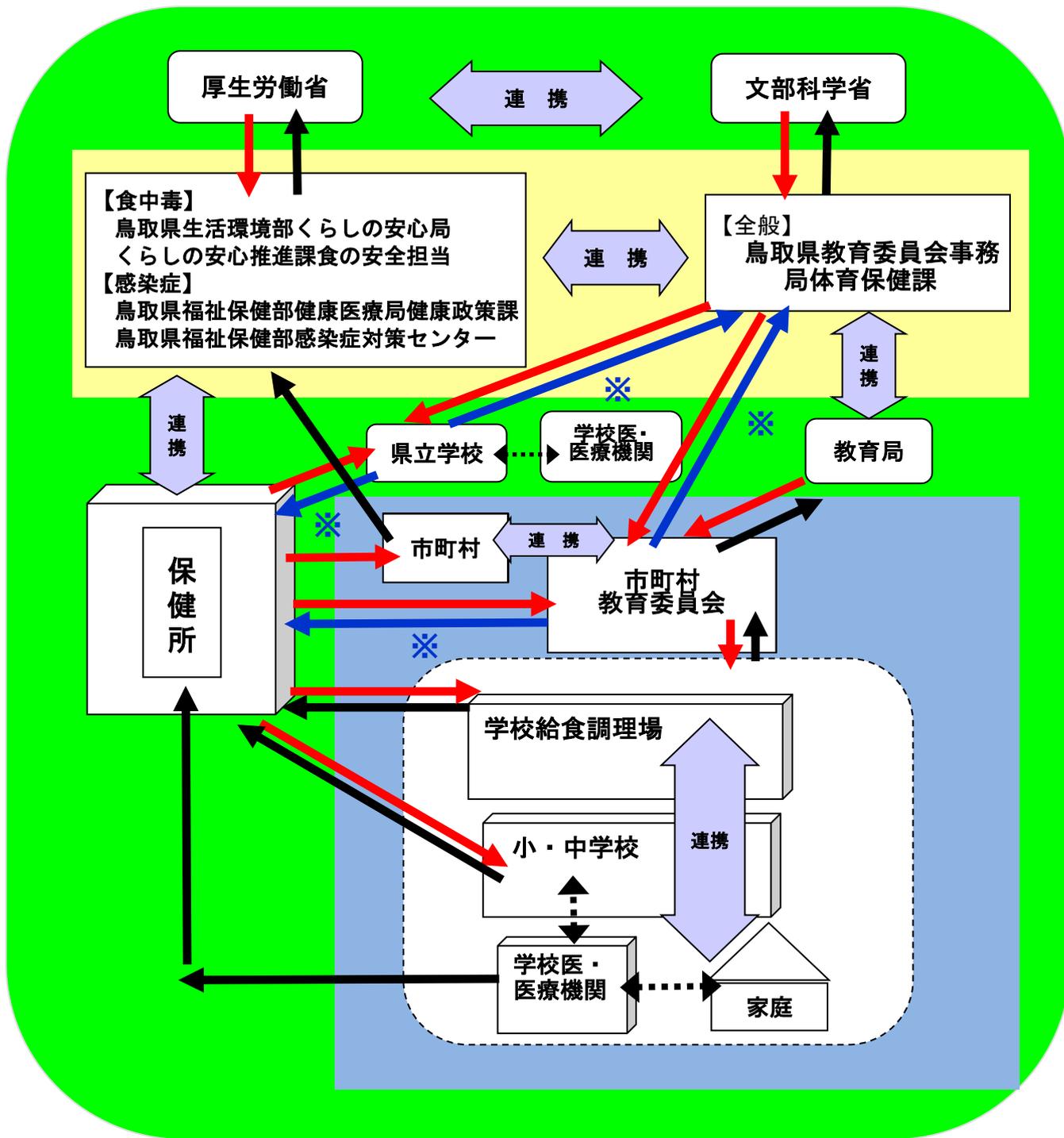


学校における食中毒（疑）及び事故等発生時の緊急連絡体制

(食中毒(疑いを含む)、異物混入、食物アレルギーに関する事故及び重大なヒヤリハット等の発生時の対応)
鳥取県教育委員会



※食中毒及び事故等発生時には、体育保健課及び管轄の保健所に速やかに第一報を入れること(休日・夜間を含む)。

 指導、情報提供等
 報告、届出、連絡等

各市町村の学校給食衛生管理マニュアルに基づいて対応する

食中毒(疑)及び事故等発生時の連絡先

【各総合事務所(保健所)】

(平日の場合)

	食中毒(生活環境局)	感染症
東部	鳥取市保健所 生活安全課 食品衛生係 TEL: 0857-30-8552 FAX: 0857-20-3962	鳥取市保健所 保健医療課 感染症・疾病対策係 0857-30-8533
中部	中部総合事務所 倉吉保健所 生活安全課 食品担当 TEL: 0858-23-3117 FAX: 0858-23-4803	中部総合事務所 倉吉保健所 医薬・感染症対策課 難病・感染症対策担当 0858-23-3145
西部	西部総合事務所 米子保健所 生活安全課 食品担当 TEL: 0859-31-9340 FAX: 0859-31-9647	西部総合事務所 米子保健所 医薬・感染症対策課 難病・感染症対策担当 0859-31-9317

(休日・夜間の場合)

東部	0857-22-8111
中部	0858-23-3117
西部	0859-34-6211

【体育保健課】

(電話) 0857-26-7528

(ファクシミリ) 0857-26-7542